相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区玉堤一丁目一四番、最後の住所川崎市中原区上小田中三丁目二五番二四号メゾン石塚Ⅱ三〇一号

被相続人　亡　山田　俊介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

川崎市幸区幸町二丁目六九〇番地九ヴィラ多摩川一〇一

相続財産管理人　弁護士　髙橋　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区渡田向町七〇番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区千木良四七六番地　被相続人　亡　向井　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

神奈川県相模原市中央区相模原一丁目二番一七号クリスタルサガミハラ七階　橋本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　愼一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市旭区二俣川二丁目六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　米本　義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階

相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市北区細江町気賀一一一番地八、最後の住所静岡県浜松市北区細江町気賀一一一番地の八　被相続人　亡　松本　伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

事務所静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日六九番地の一七

相続財産管理人　司法書士　小松原　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県美方郡新温泉町諸寄五二三番地、最後の住所大阪市福島区吉野四丁目八番六号

被相続人　亡　石塚　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

大阪市中央区北浜一丁目一番九号ハウザー北浜ビル七階井口喜久治綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市小倉三六番地二三、最後の住所和歌山県和歌山市小倉三六番地の二三

被相続人　亡　宮本　圭造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

和歌山市六番丁二四ニッセイ和歌山ビル九階

相続財産管理人　弁護士　松原　敏美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市井辺五一七番地、最後の住所和歌山県和歌山市井辺五一七番地

被相続人　亡　濱田　宗廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

和歌山県和歌山市四番丁三四番地Ｙ・Ｍ四番丁ビル二階西直哉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市古曽志町五六七番地三七八、最後の住所島根県松江市古志町一一八二番地

被相続人　亡　竹内　昌行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

事務所島根県松江市母衣町一九六番地　津田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　津田　和美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市中通六丁目一番地、最後の住所広島市東区牛田本町三丁目二番二〇―六〇八号

被相続人　亡　武内　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

事務所広島市中区八丁堀四番二四号キュラーズ女学院前五階

相続財産管理人　弁護士　石口　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市一七二〇番地の二、最後の住所不明　被相続人　亡　嶋﨑　八重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十八日

大分県中津市豊田町六番三号

相続財産管理人　弁護士　松田めぐみ

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知下さい。

平成二十六年二月十八日

一、墳墓等所在地　沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納四二九番

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市泉崎一丁目二一番一三号　沖縄土地住宅株式会社　代表取締役　竹野　一郎

第12期決算公告

平成26年2月18日

東京都港区虎ノ門一丁目16番4号

株式会社ＴＡＳキャピタル

代表取締役　堅田　憲弘

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	249,308
	固定資産	496,624
	合計	745,932
負債及び純資産の部	流動負債	66,160
	固定負債	616,250
	株主資本	63,521
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,521
	その他利益剰余金	53,521
	（うち当期純利益）	(1,083,133)
	合計	745,932

第3期決算公告

平成26年2月18日

群馬県前橋市力丸町491番地1

株式会社フレッセイ

代表取締役　植木　威行

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,323,939
	固定資産	1,466,076
	合計	6,790,016
負債及び純資産の部	流動負債	6,064,956
	固定負債	408,343
	株主資本	316,715
	資本金	50,000
	資本剰余金	266,715
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	254,215
	（うち当期純損失）	(19,728)
	合計	6,790,016

第64期決算公告　平成26年2月18日

群馬県前橋市力丸町900番地の1

株式会社フレッセイホールディングス

代表取締役　植木　威行

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,044,428
	固定資産	22,359,969
	合計	24,404,398
負債及び純資産の部	流動負債	3,127,581
	固定負債	8,802,421
	株主資本	12,454,450
	資本金	450,000
	資本剰余金	3,211,000
	利益剰余金	8,793,450
	利益準備金	150,828
	その他利益剰余金	8,642,621
	（うち当期純利益）	(140,226)
	評価・換算差額等	19,944
	合計	24,404,398